



第5回中央港湾団交で基本合意を決定！

4月26日開催された、第5回中央港湾団交で、業側はこれまでの事務折衝の経過を踏まえ（仮）協定書（案）の提示を行なった。

4月25日開催の全国港湾・港運同盟第1回合同中央闘争委員会で意見の上があった、政府施策での荷主対策、アクションプランでのお手伝い特例、指定事業体問題、22春闘課題での進捗促進を中心とした修正回答となった。

なお、（仮）協定書（案）での修正箇所は要旨次の通りであった。

- ・1.（1）政府施策については、口頭ではあるが、「仮協定書での調印ができれば、各元請け店社へ周知する際に、協定の趣旨に基づいて荷主への対応についての文書を発出する」
- ・2.（2）検査事業にかかわる課題については、「22春闘協定に基づき指定事業体を本来の姿に是正すべく、指定事業体において検査業務に就労する労働者を本団体に採用し、早急に解決を図る」
- ・4.（4）については、「お手伝い特例に係る検討会を労使で立ち上げ、同制度に係る件について協議を行う」

組合側は回答、（仮）協定書（案）を精査するため、一旦休憩を求め、内部検討をおこなった。内部検討での意見は要旨次の通りであった。

- ・週休二日制と時間外分母の件での方向性はどうするのか。△関連・検査は25年到達分母を優先して取り組んでほしい。
- ・関連の事前協議追加の件は、どうするのか。△まだ、港間格差が出ているので22春闘協定のままとした。
- ・口頭ではあるが、「仮協定書での調印ができれば、各元請け店社へ周知する際に、協定の趣旨に基づいて荷主への対応についての文書を発出する」は日港協の名前が出るのか。△日港協の発文となります。
- ・「お手伝い特例に係る検討会を労使で立ち上げ、同制度に係る件について協議を行う」の地区版は確約できるのか。△協定には書けていないが、検討会の中で地区版を作る方針。さらに6.（3）の安定化協議会の活性化には、お手伝い特例も入っている。
- ・協定化は出来たが、具現化をどうするかにかかっていると考える。

以上の意見を踏まえ、真島委員長より「仮協定書案は良と考える」しかし、賃上げ原資獲得のための料金交渉を検証するためとして「調印とはならないから闘争体制は維持する」、また、「兵站での問題は調印で良いと考える」とする提案があり、参加者全員での確認を行ない、団交を再開した。

再開された団交では、「賃上げ交渉もまだ続いており、検証も必要となっている。各項目では基本合意と考えるが、本日の調印は出来ない」旨を表明した。さらに、検証のためにも1か月後の団交は必要と考えていることを業側へ提案した。

業側は、団交の設定は理解するとしただうえで、「基本合意」と考えて地区港運協会へ周知するとした。

*詳細は全国港湾FAX通信を参照願います。

*（仮）協定書（案）は後日配送します。

以 上